

# 第5章 推進体制

## 1 推進体制等の整備

県は、人権に関する全庁的な推進体制を整備するとともに、市町村やその他の公的機関、企業、関係団体との緊密な連携を図り、この基本方針に基づく人権教育・啓発を積極的に推進します。

また、人権に関する教育や啓発活動を行っている県の関係機関等の取組を充実・強化します。

### (1) 県の推進体制

外部の有識者で組織する「高知県人権尊重の社会づくり協議会」などの意見を踏まえ、庁内組織の「高知県人権施策推進委員会」※<sup>1</sup>を中心に、関係部局相互の連携・協力のもと、人権施策を総合的かつ効果的に推進します。また、「高知県立人権啓発センター」の施設機能の更なる活用についても努めていきます。

### (2) 市町村の責務と県との連携

平成10(1998)年に制定した高知県人権尊重の社会づくり条例では、市町村の責務を「市町村は、自らの行政分野で人権尊重に配慮し、人権意識の高揚に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。」と定めています。

市町村は、地域住民の人権意識を高めるための啓発、研修事業等を実施しています。また、市町村が設置する隣保館※<sup>2</sup>は、住民に身近な人権関連施設として、地域における人権啓発や人権相談などを行っています。

県は、市町村が実施する事業への高知県人権啓発センターの研修講師の派遣や、隣保館の運営への財政的支援を行うなど、市町村と積極的に連携を図っていきます。

### (3) (公財) 高知県人権啓発センターとの連携・協働

人権啓発活動の拠点である「(公財) 高知県人権啓発センター」は、あらゆる人権問題の解決のため、各種の啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修会への講師派遣事業等を実施しています。「(公財) 高知県人権啓発センター」が、今後とも、市町村、関係機関、企業、NPOなどとの連携を図りながら、県民の人権意識の高揚を図る拠点として、人権に係る啓発教材の作成や啓発事業、講師派遣事業等の取組が充実できるよう、県としても支援を行い、積極的に連携・協働していきます。

※1 「高知県人権施策推進委員会」：委員長を知事が務める委員会で、①高知県人権施策基本方針の推進に関すること。②人権侵害に関すること。③その他の人権施策の推進に関すること。の3つの事項を所掌しています。

※2 「隣保館」：地域社会全体のなかで、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業等を総合的に行うことを目的として、市町村が設置・運営している施設です。

## (4) 県民、企業等との連携

人権施策の推進に当たっては、国、県、市町村がそれぞれの立場から、様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを推進していくためには、相互の緊密な連携のもと、協力体制を継続・強化していくことが必要になっています。

さらに、人権意識の高揚のためには、行政だけでなく、企業やNPOなどによる自主的・主体的な活動が不可欠であり、県はこれらの活動との連携・協力を積極的に図っていきます。

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民自らがその担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めることが重要です。よって、県民一人ひとりが生涯を通じて人権について学び、学んだことが生かせるようにするために、学校、家庭、地域社会、職場などにおいて、人権教育・啓発活動の機会を設けていくとともに、県民の自発的な取組を支援していきます。

## 2 人権施策の点検と見直し

### (1) 「人権に関する実態の公表」の周知

「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第2項に基づき、県民の人権意識の高揚を図るため、県内の人権侵害の事例と対応内容等について、毎年度、県のホームページ等において県民に周知します。

### (2) 人権施策の取組の進捗管理

この基本方針に掲げる「県の取組」については、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」に報告するとともに、その結果は、毎年度、県のホームページにおいて県民に公表します。

### (3) 「人権に関する県民意識調査」の実施

これまでの人権施策の成果や課題などについて検証を行うとともに、今後の人権施策推進の基礎資料とするため、県は5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施します。

なお、この調査結果については、県のホームページ等において県民に公表します。

### (4) 基本方針の見直し

県は、人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の意見を聴くとともに、「人権に関する県民意識調査」の結果や、県内における「人権施策の取組状況」などを参考にして、5年ごとに必要な見直しを行うこととします。